

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第134回定例会・会議録

日 時 平成26年8月6日(水) 18:30～21:00
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 浅賀、新野、石坂、川口、桑原、佐藤、三宮、高桑、高橋(優)、
竹内、武本(和)、武本(昌)、千原、内藤、中原、前田、吉野
以上 17名
欠席委員 加納、高橋(武)、徳永
以上 3名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官
北村原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長
新潟県 市川原子力安全広報監 今井原子力安全対策課主任
柏崎市 小黒防災・原子力課長 関矢課長代理 村山主任
若月主任 樋口主査
刈羽村 太田総務課長 山崎主任
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 嶋田副所長
宮田原子力安全センター所長
西田リスクコミュニケーター
室星防災安全部長
杉山地域共生総括 GM
中林地域共生総括 G
徳増地域共生総括 G
(本店) 伊藤立地地域部長
田南防災安全 GM
佐藤リスクコミュニケーター
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

お疲れさまでございます。始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。座らせていただきます。第134回定例会、皆様に配布させていただいてある席順であります。先ほど連絡がありましたが、委員の加納様が急遽欠席になりましたのでお知らせいたします。その次に、委員さんにだけ配布しております小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」をお配りしております。それともう1点委員さんのおみにお配りしておりますが、「東北電力株式会社女川原子力発電所視察について」というものを配布させていただきました。後ほど正式なものをお配りしたいと思っておりますが、あくまで案でありますのでよろしくお願ひいたします。

次であります、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第134回定例会次第」であります。次に、第134回定例会地域の会事務局資料、「委員質問・意見等」であります。

次に、原子力規制委員会原子力規制庁、「地域の会第134回定例会資料」であります。これにつきましてはクリップ止めになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所「前回定例会以降の主な動き」になります。次に新潟県防災局原子力安全対策課、「前回定例会以降の行政の動き」になります。

次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第134回地域の会定例会資料、前回7月2日以降の動き」になります。同じく「委員ご質問への回答」になります。最後であります同じく東京電力株式会社から、「廃炉・汚染水対策の概要」であります。A3横長の資料になっております。以上でございますが揃っておりますでしょうか。不足等ありましたら事務局までお伝え願ひたいと思っております。よろしいでしょうか。

次に事務局から委員、オブザーバーの皆様、報道関係者、傍聴の方に、地域の会今後の運営についてお願ひをさせていただきます。地域の会定例会の終了予定時刻を、午後8時45分を目途とし、広報センター正面入りロドアの施錠時間を9月から午後9時とさせていただきますと考えておりますのでご協力をよろしくお願ひいたします。

委員並びにオブザーバーの皆様におかれましても、議事進行にご協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願ひいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願ひいたします。また報道関係取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願ひいたします。委員の皆さまとオブザーバーの方はマイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願ひいたします。

それでは、第134回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願ひいたします。

◎新野議長

134回の定例会を開かせていただきます。よろしくお願ひいたします。今、事務局から時間厳守の9月からのお願ひがありました。今回は8月なんですけど、プレということで今日の最後が一応21時になっています。近い段階でここから退出するという訓

練を今日はさせていただけるかと思っておりますので9月に向けて、今日も一段のご協力をお願いいたします。広報センターからこの会として私どもは会場を借りていて会議をしている立場ですので意向には添いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、前回からの動きで東京電力さんお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは東京電力長野から報告をいたします。お手元の前回以降の資料をご覧くださいと思います。

まず、不適合関係でございますが、公表区分のⅢが4件ございました。内容ですが、上から、病人の発生、次に1号機での油漏れ、この油は非常用ディーゼル発電機の潤滑油でございます。大量に漏れていまして、原因をしっかりと突き止め再発防止を図ってまいります。次に5号機原子炉建屋の天井クレーンの不具合、次に社員の線量評価の遅延となります。いずれもそれぞれ概要を添付してありますので、後ほどご確認をいただければと思います。

次に、発電所に関わる情報ですが、11ページをご覧ください。安全対策の実施状況でございます。下の方の表が号機ごとの状況になりますので、少し字が小さいですがご覧くださいと思います。進捗があった項目をご報告します。表の左の項目欄の大きな、Ⅲの(7)フィルタベント設備の関係でございますが、地上式の設置について。先月6号機で設備としての機能が完成しております。7号機に続いての完成ということになります。その他には、表の一番下になりますが、津波監視カメラの設置について、5から7号機側、大湊側で完成をしております。

次に14ページをご覧ください。長野県の自治体と事故等の際の連絡体制に関する覚書を締結しております。覚書を締結しましたのは、長野県の飯山市、野沢温泉村、栄村の3市村でございます。当発電所から50km圏に位置する自治体となります。これまでは、長野県と締結済みの覚書に基づいて、長野県経由での連絡体制となっておりましたが、今後は発電所の設備故障や事故があった際には新潟県内の自治体と同様に直接連絡を行います。本資料のご説明は以上です。

次に地質調査の状況について主なものを報告します。資料の配布はございません、口頭での報告となります。

敷地内の縦坑でございますが、計画した4本中のうち3本について掘削を終えておりまして評価を開始しております。残り1本は掘削中でございます。

それから敷地外の地下探査ですが、計画しておりました4側線すべてについて現地作業を終了しております。現在、解析作業を開始したというところでございます。

それから敷地外のトレンチ調査でございますが、掘削開始に向けて準備を進めている段階というところでございます。

次に委員ご質問でございます。地質関係でご質問いただいておりますが、文書にて回答させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

最後に福島第一関係について報告いたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

それでは、福島第一の状況につきまして東京電力の佐藤から説明させていただきます。A3横長の「廃炉・汚染水対策の概要」をご覧ください。

廃炉の主な作業項目と作業ステップに1～4号機の廃炉作業の進捗状況をお示ししてあります。使用済燃料プールからの燃料取り出しにおきまして瓦礫撤去や除染の段階にあるのは1、2、3号機でして、4号機は燃料取り出しの段階にあります。

右側の写真にございますように4号機では6月30日までにプールから1,188体の燃料を取り出しておりまして、取り出し率は77%になっております。

現在はクレーンの法令点検などのために、取り出し作業を一時中断しておりますけれども9月に再開の予定でして、今年の年末ごろまでに全ての燃料を取り出すことを目指しております。

下に行きまして、現在、汚染水対策のために3つの基本方針を掲げて取り組んでおります。1つ目の基本方針は汚染源を取り除く、2つ目は汚染源に水を近づけない、3つ目は汚染水を漏らさないでして、それぞれの基本方針ごとに複数の対策を同時並行的に進めているところであります。

尚、この真ん中にあります、敷地の写真につきましては先月のものと上下を逆にしておりますけれども、これは3ページ目の写真の向きに合わせてこうしたものであります。

それでは2ページ目、至近の取り組み状況についてご説明いたします。

まず、取組み状況というタイトルの右側ですけれども、1号機から3号機の原子炉と格納容器の温度、こちらにつきましてはここ1ヶ月間の温度が25度から45度で安定して推移しております。先月は20度から40度の範囲で安定しておりましたけれども、気温の関係で若干上昇しております。

次に先月のトピックスについてご説明いたします。まず左上の1号機の原子炉建屋カバー解体時の飛散抑制対策ですけれども、1号機では震災当時に崩れ落ちました天井や天井のクレーン、これがフローアの下に落下したままの状態になっておりまして、その状態で建物全体をカバーで覆っております。左端の1号機の絵がございましたけれども、こちらではプールの上にも床があるようになって描かれておりますけれども、実際にはプールの上には床がなく水面が見える状態になっていまして、その上にも天井クレーンや天井瓦礫などが覆いかぶさっている状態でございます。このため、プールの上の瓦礫などがプールに落下するリスクなどをできるだけ早く解消したいというふうに考えております。カバーを解体する前にカバーごと大規模なコンテナで覆ってしまっていて、その中でカバーを解体するという方法も検討したんですけれども、コンテナを建設するためには、原子炉建屋から汚染水が流出しないように止水してから周りのタービン建屋などの地下に溜まっています汚染水も抜き取ってコンテナの基礎をつくる必要がありますので、燃料の取り出しを始めるまでに5年以上先になってしまいます。またコンテナ自体は非常に大きなものでして高さが90mくらいになってしまいます。耐震性の問題、施工中の線量の問題などがありますので技術面や施工面で課題が多いということが判明いたしました。このため、コンテナを建てる代わりに粉塵などが飛散しないようにしっかり対策を取った上でコンテナを解体するほうが早く燃料を取り出すことができますので、全体としてのリスクをより低減できるものというふうに考えております。

昨年8月に3号機の瓦礫撤去作業に伴いまして、放射性物質が飛散したというような報道が最近ございましたけれども、昨年8月に福島第一の放射能モニターの警報が発生した当時は直ちに福島県や南相馬市を含みます県内13市町村を始め関係各所に法

令や協定などに基づいて通報連絡を行っておりまして公表もしております。

その後、逐次状況がわかり次第、その都度何度かご連絡しております。そしてその原因が3号機の瓦礫撤去作業の影響であることにつきましても調査結果がまとまりました。昨年9月の段階で公表しております。また、平成25年産の玄米の一部から基準を超える放射性セシウムが検出されたということも昨年の秋に福島県から公表されております。その後今年3月になりまして、農水省さんから当社に対しまして、玄米から検出された原因、これが3号機の瓦礫撤去の作業の影響ではないかというお話がございましたけれども、それが震災当時などに放出されました放射性物質が再付着したものなのか、あるいは3号機の瓦礫撤去作業によって新たに放出されたものなのか、といったことがそのデータから判別できませんでしたので、付着メカニズムまでは公表に至っておりません。

当社といたしましては発電所の敷地の中で放射能濃度などを測定しておりまして、昨年8月の3号機の瓦礫撤去の際に放射能モニターの警報が発生した際にも直ちに公表させていただきましたように今後も引き続き迅速適切に公表することに努めていきたいと思っております。

3号機の瓦礫撤去におきましては当初は事前に撤去エリアの瓦礫に飛散防止剤を散布していたんですけれども、こういう事象がございましたので9月以降に対策を取っておりまして、まずは飛散防止剤濃度を10倍にしました。それから作業当日、作業終了後にも飛散防止剤を散布するという方法に見直しておりまして、その後放射能モニターの警報などは発生しておりません。

今後行います1号機ではカバーを解体する前、あるいは解体しながら、その中にあります瓦礫に飛散防止剤を散布する予定です。カバーを解体したあとに瓦礫を撤去するわけなんですけれどもその際にも3号機で取った対策に加えまして飛散防止剤を散布する範囲あるいは回数といったものを増やしまして、また風の影響をできるだけ受けたくないような対策も取る計画であります。

具体的にはまず月1回、瓦礫の全面に飛散防止剤を散布します。そして作業当日もその日に撤去する範囲の瓦礫に飛散防止剤を散布しまして固着性を高めます。特に瓦礫の切断作業などを行うときにはその直前にも飛散防止剤を散布します。瓦礫撤去中にも水をかけたり、あるいは周りの空気も吸引しながら慎重に瓦礫を撤去いたしまして、撤去したあとにも、もう一度飛散防止剤をその場所に散布する予定です。

このほか建物の周囲に防風シートというものを取り付けまして建物内部の吹き抜け部分を封鎖しまして上昇気流を抑えるというような対策も取る予定です。

このように1号機では、昨年3号機のとくに比べまして様々な対策を追加することでしっかりと飛散抑制しながら慎重に瓦礫を撤去したいというふうに考えております。

瓦礫撤去中の監視体制についても強化する計画でして、1号機と3号機の屋上に合計8箇所、それから発電所の敷地の中で7箇所、敷地境界のモニタリングポスト8箇所など合計20箇所以上でモニタリングすることを計画しておりまして、何らかの兆候をキャッチすれば即座に作業を中断いたしまして、飛散防止剤を追加散布するなどの対応を取るようにする予定でございます。

カバーの解体工事の概要、それから作業状況、放射能のモニタリング結果などにつき

ましては当社のホームページで日々お知らせしながら作業を進めていく予定としております。また従来よりライブカメラを現地に設置しておりまして、1号機側からと4号機側から、この映像を当社のホームページでリアルタイムでご覧いただけるようになっております。

次の、2号機原子力建屋地下の東側の壁面調査ですけれども、これは原子炉建屋からタービン建屋に汚染水が流れ出ている場所を調査するために、現在、水中調査装置を国の事業で開発しているところでして、工場のモックアップ施設で装置の性能を確認できましたので、今回実際の環境でもきちんと動作するというを確認するために2号機で実証試験を行ったものであります。

原子炉建屋とその周りにある建物の間の壁には20箇所程度配管が貫通しているところがあるんですが、今回このうち海側であります、東側の壁の5箇所の配管貫通部を対象として調査を行いました。その結果、この5箇所には汚染水が流れ出ているところはございませんでしたが、実際の環境でも装置が正常に動作するということが確認できましたので、今回の実証試験で得られました知見を活かしまして今後他の箇所の調査について検討していく予定でございます。

その右側の排水路の切り替えですが、タンクエリアの排水路に流れこみました雨水などにつきましては、これはまだ福島第一の防波堤の外側に流れ出るようなルートになってございました。今回防波堤の内側に排水するルートに変更する工事がほぼ完了いたしました。これによりまして、万一何らかの原因で汚染水が排水管に流れ込んだといたしましても外洋に直接流出する懸念がなくなりました。今後状況を確認しながら段階的に排水を切り替えていく予定としております。

その右側の多核種除去設備です。これは汚染水を浄化する設備でして、3つの基本方針のうち汚染源を取り除く取組みのひとつであります。A、B、C、3系統ございますけれどもB系統については腐食対策とフィルタを改良型に交換するというを行っておりまして、8月1日に運転を再開しております。

A系統につきましては、腐食対策と一部のフィルタ交換は完了しているんですが、残りのフィルタ交換を8月3日から始めております。約1週間程度かかる予定です。今後それが終わりましたからC系統につきましてもB系統と同じようにフィルタを改良型に交換していく予定としております。このC系統の作業が終わりますとA、B、C、3つとも腐食対策と改良型のフィルタ交換がすべて完了する予定になっております。

その下の港湾内の被覆ですけれども、これは海底の汚染土壌が舞い上がらないようにするために海底の土壌の上にセメントなどで覆い固めるものでございまして、6月30日に準備工事を始めておりまして7月17日から本格的に海底の土を覆う作業を行っております。今年度中に港湾内全域の海底をセメントなどで覆うことを目指しております。

次に左下の海水配管トレンチですけれども、これは海から汲みあげました海水をタービン建屋まで送る配管を通すために幅5m、高さ4mくらいの大きさのトレンチという地下トンネルがあるんですけれども、現在このトレンチの中に汚染水が溜まっていますので抜き取ることを計画しております。タービン建屋とトレンチは接続されていまして、少しなんですけれども水の行き来がありますので、まずはその部分の水を凍らせて遮断してからトレンチの中の水を抜き取って、そのあとで中にセメントなどを流し込んで充

填するという計画しております。4月下旬から2号機で凍結を始めたんですけどもまだ凍りきっておりませんので、先月下旬から冷却効果を高めるために氷を投入したり凍結管を追加したり、トレンチの外側からも冷却するなどの対策を始めております。

7月30日から氷の本格投入を始めておりまして一日15tくらいの氷を投入しております。7月26日からは追加しました凍結管での冷却も始めております。

それからトレンチの外側を凍結するための準備工事についても始めているところでございます。今後氷を連続的に投入しながら冷却状況を確認しているところでございます。

その右の地下水バイパスですけれども、これは3つの基本方針のうちの1、汚染源に水を近づけない取組みのひとつであります。原子炉建屋などの地下には溶けた燃料を冷やした汚染水が溜まっていますので、建屋に地下水が流入すると汚染水に地下水が混ざって汚染水の全体量が増えてしまっています。次の3/8ページにございますように12個の赤い丸で示した井戸から汲みあげました地下水は、一時貯留タンクに集めて水質を分析しまして基準を下回っていることを確認した上で排水するルールとしております。この図は先月のものから若干変更しております、井戸から汲みあげました水の移送ルートが解りやすくなるように線の色と方向を矢印で示してあります。ちなみにトリチウムの水中の濃度限度は法令で3ヶ月平均ですけれども1Lあたり6万ベクレル、世界保健機構WHOの飲料水のガイドラインでは1万ベクレルとされています。もしWHOのガイドラインの水を毎日2L、1年間飲み続けたとすると0.1ミリシーベルトくらいの線量になるというものです。地下水バイパスではこれより1桁厳しくしております。排水の都度1Lあたり1,500ベクレル未満であることを基準にしております。0.1ミリシーベルトという数字のイメージですけれども、元々私たちの身の回りにはトリチウムですとかカリウム40、などの様々な放射性物質がございまして、ひとつ前のページに戻っていただきまして右上にあります、小さい文字に書いてありますけれども、日本人の場合には自然界から1年間で2ミリシーベルトくらいを受けています。このほかに例えば病院で胸のCTスキャンを受けますと1回で6.9ミリシーベルトくらいになるといわれています。トリチウムにつきましては水素の仲間ですので海水の中で主に水として存在しています。このため生物にはほとんど濃縮されずそのまま排出される性質がございまして。今後も各井戸の水質モニタリングは定期的に行いまして、貯留タンクの水質への影響を確認しながら排出の都度、貯留タンクの水質が基準を満足しているということを確認していきたいというふうに考えております。

次に凍土遮水壁でございまして。これは汚染水対策の3つの基本方針のうち汚染源に水を近づけない取組みのひとつになります。

6月2日から凍結管を挿入するための掘削工事を始めておりまして、7月30日の時点で凍結管を挿入するための金属の管、これの設置が1,500本程度計画しているところ200本程度が完了しております。先ほどご説明しました海水配管トレンチ、こちらではトレンチの中にあります、水そのものを凍らせる必要があるんですけども、凍土壁につきましては地盤に含まれている水分を土と一緒に凍らせるものですので、水の量あるいは水の動き、これも小さくてトンネル工事や地下鉄工事などでも実績がございまして。したがって、トレンチ内の水を凍らせるより凍土壁として凍らせるほうが凍結させやすいというふうに考えております。今年度中に凍結を始めることを目指してお

ります。

その右、最後ですけれどもタンク建設計画10万トンの追加でございます。こちらは今年度中にタンク内の汚染水を浄化いたしまして、信頼性の高い溶接型のタンクに貯蔵する計画です。今後万一溶接型のタンクの建設工事が遅延するようなことがあったら、あるいは地下水の流入抑制対策が遅れるようなことがあったとしても保管するタンクが不足することがないように新たにタンクエリアを造成いたしまして、今年度中に約10万トン分の溶接型タンクを追加で設置することにいたしました。合計で溶接型タンクだけで80万トンという体制に計画を見直しました。

私からのご報告は以上になります。

◎新野議長

ありがとうございます。次は規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の柏崎事務所の内藤です。お手元の地域の会134回定例資料、クリップ外していただくとホチキス止めのかたちで3つに分かれております。

まず一つ目の資料1ですが、「前回の定例会以降の原子力規制庁の主な動き」でございます。原子力規制委員会の定例会の関係ですけれども、7月9日に規則の一部改正を行っているということと、7月16日に審査書案について委員会に諮ってパブコメをかけるということが決まっております。現在もパブコメを行っている最中でございます。

7月30日は専決というかたちで委員会にかけないで規制委員会の判断ではなく規制庁側で判断をして行っていいというのが専決規定というかたちで定められているんですが、その実績というものを報告して了承されています。

8月6日の本日ですけれども、平成26年度第一四半期、要は4月から6月の間に原子力施設に対して行いました保安検査の結果を報告いたしまして了承されています。後ろに別添2というかたちで今日かけた委員会の資料及び柏崎の内容について付けさせていただいております。柏崎に関して言いますと今回検査した範囲においては保安規定遵守状況は良好であるという委員会での判断がなされているところでございます。

戻っていただきまして2ページ目ですけれども、本日のところですが技術基準の解釈の一部改正等についてということで委員会に諮っております。前回ご報告しておりますけれども、パブコメにかけていた民間規格のものがございますけれども、それについてパブコメの意見をふまえて評価書と規則の解釈の改正を行うということの了解が得られております。それに伴いまして審査ガイドというかたちで審査官がどういうかたちで判断をしていくのかというガイドをつくっておりますけれども、その内容についても関係するところについては改正を行うということで了承が得られたというかたちでございます。

3ページ目ですが、こちらガイドの関係なんですけれども平成30年7月7日までに設置をしなければならないというかたちで、特定重大事故と対処施設というものが法令要求になっております。こちらについて、この審査ガイド及び航空機突入の評価にあたる評価書法のガイドというものについて、意見募集をかけるということが了承されております。予定といたしましては、明日から30日間パブコメをかけて、その結果を受けて決定をしていくという予定になっております。

4 ページ目にあっていただいて、柏崎刈羽の6、7号機の審査状況でございますけれども、ヒアリングをずっと続けておりますが前回定例会以降、7月22日と8月5日に審査会合が行われている状況にあります。

6 ページ目になりますけれども、一番最後のところになります、柏崎事務所の関係ということで、安全文化、組織風土劣化防止に係る取組みについての総合評価についてというかたちで指導文書を出しております。毎年一年間の活動についてどうであったのかということについて評価をした上で指導文書を発出しているものでございます。

ホチキス止めの一番最後のところに別添3というかたちで付けさせていただいております。大きなところでは取組み要請事項というかたちで常に問いかける、こういう作業をやったらどうなるのかということ問いかけるかたちをよく考えて作業にあたることとか、これまでの不適合とか不備のトラブル事態を十分に学習したうえで作業を行うことを要請するというかたちで、ミスがないようなかたちで常に問いかける姿勢を持っていただきたいという要請を行っているものでございます。

資料2でございますが、前回定例会以降の福島第一発電所関係でございます。大きなところでいいますと、本日の定例会におきまして、外部事象に対する防護の検討についてというかたちで、本日委員会でも少し議論がありましたけれども、その議論を踏まえたうえで特定原子力施設監視、評価検討会において議論を加えて、地震及び津波に対する防護の検討の考え方をまとめた上で、東京電力に指示をするということについて了承されている状況でございます。

資料3ですが、こちら福島関係のモニタリング情報でございますが、現状の最新のところのアドレス等記載させていただいております。あとでご確認いただければというふうに考えております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の一枚紙でございますけれども、まず1ポツ、原子力エネルギー政策の見直し関連ということで、エネルギーの基本計画が4月に閣議決定されまして、その具体化ということで新しく小委員会を3つ作って検討を始めております。

3つというのは、原子力と資源エネルギー、省エネルギーでございまして、(1)が原子力の小委員会が2回開かれております。ここでは特に、7月11日に開催された第2回目では、主にこの3つ、原子力依存度低減のための廃炉、競争環境下の原子力事業、使用済燃料と核燃料サイクル政策等のあり方の3つを優先的に検討を進めるということで決めまして、第3回目は原発依存度低減に向けた廃炉の円滑化ということを議論を開始しております。

(2)は省エネルギーの小委員会でございますが、こちらは課題の整理を行っております。

(3)電力システム改革でございますが、小売全面自由化に向けて詳細な制度設計の議論を行っております。

2ポツ、福島の廃炉及び汚染水処理対策関係でございますけれども、(1)汚染水

処理対策委員会の第13回目が開かれております。こちらでは、この枠の中に書いてありますように、汚染水対策リスクマップの作成ですとか、3つのタスクフォースの検討状況について議論をしております。

(2) 廃炉汚染水対策現地調整会議、現地の関係機関の集まりですけれど、これについては後ろのページにありますように汚染水対策の進捗状況を議論しております。

3つのタスクフォースがこの1ヶ月それぞれ開かれておまして、トリチウム水タスクフォース第9回目ということで、こちらは9回目では地中処分の拡散評価について議論しました。それから、2つ目の陸側遮水壁タスクフォース第11回目ですけれども、大規模実証事業の検討事項について議論しております。3つ目の高性能多核種除去設備タスクフォースでございますが、実証事業の進捗状況について議論しております。

3ポツ、その他ですけれども(1)は総合資源エネルギー調査会火力電源入札ワーキンググループというのが開かれまして、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、九州電力、5つの電力会社の火力発電所の建設入札募集要項案というのを了承しております。これは、1,000kw/h以上の火力発電建設の時には原則、入札を行うということでそのための募集要項案を固めたということでございます。

(2) ガスのシステム改革の小委員会というのがすでに昨年11月からスタートしておまして、これは電力のシステム改革と相まってガスも小売自由化とかそういうものを目指しているものでございます。これまで12回検討が行われております。

(3) 北海道電力の電気料金値上げの認可申請を7月31日に受理しております。北海道電力では、平均約17%の2回目になるんでしょうか、引き上げの認可申請を経済産業大臣宛に電気事業法に基づいて出しているということで、これについては外部専門家の委員会の議論とか、パブコメを現在行っておりますけれどもその結果を踏まえて審査を行うことにしております。

最後ですけれども(4) 総合資源エネルギー調査会の会長が7月31日付で交代しております。これまでは新日鉄住金相談役の三村さんだったんですけれども、日本商工会議所の会頭に昨年なったということで辞任をされまして、新しく小松製作所相談役の坂根さんが就任しております。こちらからは以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。次に新潟県さんお願いいたします。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

新潟県原子力安全広報監、市川でございます。お手元にお配りしております、「前回定例会平成26年7月2日以降の行政の動き」に基づいて説明させていただきます。

まず一番目、安全協定に基づく状況確認でございます。7月10日に月例の状況確認を実施しております。確認内容については3項目でございます。確認をお願いいたします。

2点目、安全管理に関する技術委員会でございます。福島事故検証課題別ディス

カッションといたしまして、表の上から2番目、海水注入等の重大事項の意思決定第4回を8月4日。3番目、東京電力の事故対応マネジメント第4回を7月28日にそれぞれ開催いたしております。開催の次第等につきましては4ページ目、5ページ目に添付しておりますので後ほどご確認をお願いいたします。

3番目、その他でございます。報道発表項目が2点ほどございます。1番目が安定ヨウ素剤未調達事案等に係る元県職員の刑事告発につきまして、それからもう1点が川内原子力発電所の審査書案提示についての知事コメントでございます。それぞれ2ページ目、3ページ目に報道発表文を掲載しておりますけれども、内容につきましてはすでに報道されておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。柏崎市さんお願いいたします。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課長の小黒でございます。よろしく申し上げます。

私どもでご報告させていただきますのは、今ほど新潟県さんからお話しありましたけれども、安全協定に基づく状況確認、これは7月10日、刈羽村さんとともに実施をさせていただきました。

それと本日発表させてもらったんですが、明日、柏崎市長が原子力規制庁を訪問し、新たに就任されました清水次長と面談を行うということでございます。

原子力発電所の安全性向上に関しての要望書というものをお渡しをしてまいるといってももちろん懇談もありますけれどもということでございます。要望書の中身につきましては、明日面談の時間に合わせてホームページで公開をさせていただきたいと思っておりますし、すぐということにはならないと思っておりますけれども回答書を頂戴いたしましたら、合わせてホームページで公開をさせていただこうというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さん申し上げます。

◎山崎主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしく申し上げます。

刈羽村の「前回定例会以降の動き」につきましては、安全協定に基づく状況確認等、新潟県並びに柏崎市と同様でございます。

それと7月17日に薩摩川内市で行われました安定ヨウ素剤の住民説明会の視察を行っております。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。前回からの動きをご報告いただきました。今日はそういうわけで、プレの短縮がどこまでできるかの定例会なので質問とか発言を上手にお願いいたします。はい。

◎武本（和）委員

東京電力に対して聞きたいと思っております。

地域の会はこの間、何回か東京電力から連絡が来るのか、協定に基づく連絡が来

るのかということも議論してきました。今日、長野さんの話で、長野県のいくつかの市、村と協定を結んだという話がありまして、去年8月の瓦礫撤去が周辺に飛び散ったというのは、その都度ちゃんと連絡していた、東京電力には何にも落ち度がないんだという主旨の説明があったと思います。それで聞きます。この問題が発覚したときに、受け取った側の自治体から東京電力に抗議があったと思うんです。それからつい最近、福島 JA が1号機の瓦礫撤去について申し入れをしたら、それを断ったというようなことが情報で流れていました。私が聞きたいのは、受け取る側の自治体、地域から東京電力がちゃんとやっているよ、に対して違うじゃないかという声があったのかどうかということ。協定はお互いに信頼されるような関係でなければ無意味だと思うんで、やるべきことはみんなやったというような報告だったもので、地元との関係で問題は起きていないんですかということだけ確認したいと思います。なぜならば、そういうことがないように、地域の会は協定だとか連絡が来るかとかこういうことを議論してきた、それが今試されているんだと思うんです。本当に相手から問題なく受け取られていたんですかということを知りたいと思います。以上です。

◎新野議長

ご質問の主旨はわかりますでしょうか。はい。お願いします

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力からお答えします。その事象が起きた時には、発電所から関係各自治体、市町村の方々にすべて通報は行っております。ただ、あくまでも発電所の中で何が起きたのかということをお伝えするところに限っております。外側でどういう状況になっているのかというのは、その時点でお伝えできておりません。おそらくそのへんのところのお互いの考えるところがうまくいっていなかったのかなという気がしております。

◎武本（和）委員

時間がないのでこれ以上言いませんけれどね、そういう一方的な話では信用されませんよ、ということを受け取る側がちゃんと信頼できるような対応をしなければ意味がないということだけ言っておきたいと思います。それは私個人というよりは、皆がそう感じたんじゃないでしょうか。東電がやってきたことはなんら誤りがないという報告だったもので、私は敢えて言わせていただきました。

◎新野議長

はい、内藤さん。

◎内藤委員

関連なんですけど、内藤といいます。去年の解体の時、8月頃、何かを飛散して・・・にかかったという話なんですけど、立地審査指針では原発の周囲で年間1ミリシーベルトという枠があるんですけれども、その枠を超えて飛んでいったということなんでしょうか。その飛散したというのは。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

年間1ミリという数字につきましては、発電所の中から新たに飛んで行って、年間1ミリシーベルトにならないようにしますということで、常に測定して評価をし

ております。その値は間違っておりません。ごくわずかでございます。

◎内藤委員

これからも解体とか作業が延々続くわけですけど、そういうのがどんどん飛んでいって農地にかかったり、人に被害を与えるという恐れはないのでしょうか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

今回1号機では、3号機の反省も踏まえましてより充実して飛散防止剤を散布したり、あるいはモニタリングも確実にいましてそういったことがないようにしていきたいと考えております。

◎内藤委員

お願いしたいんですけども、汚染水を貯めてある1,000Lのタンクが何万本もあるわけですけども、これは耐震、どのくらいの地震に耐えられるのでしょうか。

◎新野議長

はい。お答えできますか。即答が難しければ後日でも。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

どれくらいなのかということにつきましては後日お答えしたいと思います。

◎新野議長

はい、高桑委員さん。

◎高桑委員

高桑です。東京電力に質問なんですけれども、気体状ヨウ素の除去に関することです。7月2日の規制庁のヒアリングの中で、東京電力からガス状の放射性物質の除去に関して有機ヨウ素を除去する原理について説明ということがヒアリングの中身に記載されていまして。3月の段階で東京電力からは気体状ヨウ素については検討中だという返答をいただいていたわけなんですけれども、何か具体的なものが決まったのでしょうかと。もし吸着剤による除去の原理について説明するというものでありましたけれども、もし除去する方法が見つかったということであればどのような設備でどのような方法で除去するのかということと、どの程度除去できるのかということについて次回でよろしいですのでお願いしたいと思います。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

はい、次回ご説明いたしたいと思っております。

◎新野議長

では、石坂さんお願いします。

◎石坂委員

はい、石坂です。1点だけ新潟県さんにお聞きいたします。安全管理に関する技術委員会で課題別ディスカッションの開催実績の報告がございました。第4回までというようなかたちであります。今後のだいたいどれくらいで目途がつくのかとかそういうふうなことはどこかで、ホームページなどで示されているのであれば、それがよくわからないのですが検証の目途というのはいつ頃出るのかというものがあればお聞かせいただきたいと思います。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

お答えいたします。いつまでというスケジュールをもって進めているものではございませんが、項目ごとにディスカッションすべき項目というのを委員の皆様から出していただきまして、それについて東京電力さんからまずは説明をいただくと。4月に開催された技術委員会で議論の進め方について提案させていただきまして、いろんな項目がある中で、それぞれ中項目に分けて議論しておりますけれども中項目ごとに何がわかったのか、何がわかってないのかというようなところをまとめられるものについては整理していこうと、整理の段階に近づいている項目、ディスカッション項目もございますし、まだまだ議論が平行線でまだ確認すべき事項が多いというものもございまして、今6本のディスカッションがございまして今現在の段階におきまして、中項目ごとの整理、こちらに至っているところはまだないという状況でございます。

◎高桑委員

関連ですけれども、この課題別ディスカッションの公開ということはだいぶ要望がでていたと思いますけれども今のところまだ公開されていません。公開のほうはどのようにしておりますでしょうか。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

公開につきましては、一番最初に技術委員会で議論した時に議論の内容によっては非公開にしたほうが真実がわかることもあるんじゃないかという委員の意見もございましたので非公開という対応をさせていただきました。公開するかどうかということにつきましては、委員の皆様のご意見をお伺いしながら検討しているところでございますけれども、公開しても例えば議論の中身においては公表されているような事実が回答として返ってくるというようなことが想定されるものにつきましては、公開をしてもいいのではないかという今、意見交換をしているような状況でございますのでその結果につきましては、また実施の際に皆様にお知らせできるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎佐藤委員

佐藤です。先ほど東京電力さんの回答でどうも釈然としないところがあるんですが、放射性物質が飛散しましたということは確かに公表しましたと。でも敷地から出たものについて、どんな影響を及ぼすかということについて当社はまったく関知しないんだと言わんばかりの言われ方をするんです。それに対する規制当局はどんな認識を持っているのか、あるいは受け手としての新潟県とかそういうかたちで連携して対応を取ることにならないと結局のところ防ぐというのは無理だとしても事前に察知をするというのは不可能なので、そういうことがちゃんと連携が取られなければ安全を確保するような前提に立った対応、ということにならないのでどうも釈然としない感じがします。

それから、汚染水問題ですが福島のことをギリギリと聞こうとは思わないんですが、柏崎だって1,800tとか2,000tとか地下水が流れ込んでいるというんですよね。だとすると防潮壁だとかそういうものを作ったと同じように今からもそういうことがあった場合の具体的な対応というのは、福島が800tとっているんだとすれば1,800tだか2,000tだか忘れましてけれどもかなりの量

が流れ込んでいるのだとしたら、そういうものに対する対応というのは危機管理ということを前提にして考えたとすれば何らかのことが検討されてもいいのではないかというふうに考えるんですが、そのへんはいかがなものなのでしょうか。

◎新野議長

はい、横村所長お願いします。

◎横村所長（東京電力）

発電所横村でございます。地下水のほうからお話ししたいと思いますけれども、今ご指摘の通り、非常に敷地が広いのでそこに降る雨の総量は大体3,000tくらい。それがやはり建物の穴を掘ったところに集まってまいります。したがって、柏崎の発電所も原子炉建屋の密閉性を上げておかないと、もし万々が一、福島のような事故が起こったとすると外部から水が入ってきて汚染水が増えることとなります。これはご指摘のとおりですので今、福島の状態を見まして柏崎では原子炉建屋の密閉性を上げる、これは地震があったときにも接続部から入ってこないように密閉性を上げるという工事をやっているのと、もうひとつもともと地下水が上がってくるのを防ぐためにサブドレンのシステムがあったんですが、外部電源がなくなったり全く働かなくなったり、水が集まってきたものを排水する術がなかったという状況になっていましたので、我々は、サブドレンのところは臨時の発電機なんかを設けまして、とにかく外部電源がなくなった、DGも動かないという状況でも水が汲み上げられるようにそういった対応をしていきたいと思って準備を進めているところでございます。

◎新野議長

ありがとうございます。ではよろしいでしょうか。次に移らせていただいてよろしいでしょうか。では、一応閉じさせていただきます。ここで数分間トイレ休憩を挟んでと思います。委員が戻り次第始めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（休 憩）

◎新野議長

それでは始めさせていただきます。（2）防災計画ですが、これは春頃ご提案したとおり、防災計画を4つに分けた第二弾ということになります。今日の位置付けが。2回ほど少し間延びをされましたけれども、入り口の「緊急情報伝達」のところを先回までやっていたわけですが、ここで決して発言してはならないということはないので、緩やかにゾーンは移っていきますけれど、その間に思い出したり、これはやはり重要だと思われる意見があれば、どこかに挟んでいただければと思います。そしてゆくゆくは、4つのゾーンに対して出ました委員さんの意見を少しまとめていかたちで、かたちに残せればというふうに思っています。なかなか集約は難しいですが、羅列になるかもしれませんけど、なかなか防災というのは今の時点で完璧なものをすぐつくるというようなかたちに成り得ませんので、住民の願いとか思いとかたちで残して何かの参考に使っていただけることがあるんじゃないかということですので、よろしくお願いいたします。

（2）に移る前に、今日は議題が2つしかなくて時間もないところですが、こうい

う議題というのはご存知のとおり運営委員会で決めています。運営委員というのはいろんな立ち位置の方の集合で作られていますので、いろんな視点から次の会はこの議題を、次の次はこの議題ということで合議制で決定されたものを委員さんに提案しながら前に進んでいくということで、一般委員さんがこういうことも議論してもらいたいとか、これはどうだろうという意見があれば事務局や私ども運営委員を通じて発言はいくらでもできますのでいろんな意思表示をぜひお願いします。

それと委員さんは10年、11年を超える方も2年生もおいでになって、非常に「前回からの動き」の中でもずいぶん専門的なかなり深い知識がなければできないような質問も出たかと思うんですが、これが地域の会の役割ではなくて、こういうものもできる委員も居るんです。

だけど1年生や2年生は別に無理していただいて勉強してここで発言しろという会ではないので、そういう立ち位置の方のご意見というのはまたとても重要です。いつも申し上げているとおり、「わかりません」ということも非常に重要な発言なんだと申し上げているとおり、決して専門的な意見をここで求めているわけではないので、無理して専門的な難しい発言や思いを伝えようという努力をする必要がないということを改めて認識を持っていただいて、それぞれのスタンスで、それぞれの力量でこの場を使っただけだと思います。そういう意見を皆さんが求めています。

2年生や1年生や情報を持たない人が今何を考えているのかということも非常に求められている意見のはずですので、あまり無理をせずに思ったことをこの場でちょっとご披露いただければというところでぜひお願いいたします。

では(2)なんですが、どなたからでもいいんですが、たぶんお時間がありますので、うまくいけば全員の方に発言いただけるかと思えます。時間配分も皆さん慣れていらっしゃるのでお任せしますのでよろしくお願いいたします。

どのへんからいきますか。これは緊急時避難ということなので、過酷事故が起きた時の避難にはどういうことが必要なのか、どういうことがあったらよりいいなど感じられるのか、町内会を仕切っている方も何人かおられるのでいろいろ経験がおりなのかと思うんですが、こうしたらよかったとか、こうありたい、こういうふうに願うというご意見があれば、少し披露していただくと意見が続くかも知れないですね。はい、じゃあ町内を仕切っている、はい。

◎桑原委員

桑原です。町内会ということでちょっと述べさせていただきます。

前回の柏崎市の防災避難訓練の中で前にも少し申し上げたんですが、平日に事故が起きて避難しなければならないのか、休日なのかによって大きく変わるというのはあると思います。

それと我々の町内会も佐藤さんのところもそうなんですが、自主防災会という組織もできて、どういう体制でどういう動きをするかというのは作ってあるんですが、やはり最終的には、誰が欠けてというか、本来はこれだけの人数が必要なんだけれどこれしか集まらないというときはその人数で対処しなければならない、それで一

番難しいと思われるのは、全戸の避難がどうなったかという確認を一応自主防災会の役員があたることになっているのですが、避難したところはタオルでもなんでもいいから玄関にかけておいてくれというような決まりにはなっているんですが、いざそういう場になったら本当に的確にできるかということと、最終的には交通の渋滞、それから要援護者の方をどうするかというのは、これはどんな計画ができて最終的に問題が残るのは、要援護者をどういうふうに避難させるのか、逆にいえば避難させないほうがいいのかという判断も出てくるかと思うんですが、それを我々とすれば町内会が決定するのか、それとも前からある程度想定しておいて、県や市からのアドバイスというかそういうものができるのかというあたりが今心配かなというのがあります。

◎新野議長

個別に回答は求めずにね、こうやって意見をずっと羅列していただけると当面はいいかなと思っています。今回だけじゃなくてまた来月もやれますので。佐藤さんお願いします。

◎佐藤委員

町内会だというふうにふられましたので。前もちょっと話をしたんですが、まずは原子力発電所が天変地異なしに何も無いときに事故が起きるということはほぼないだろうということになると、やはり地震津波、そういうことと併せて避難のことを考えねばならないということが出てくると思うんですが、そういうものは今の防災計画、避難の場合にそういうものが加味されているかということと加味されていない、ただ何もなかったときに、あるとき突然、原子力発電所に事故がきましたという想定になっているところが非常に不十分なかたちで防災計画そのものが作られているということを感じます。

そういう中であつてももし何かあった場合には、座して死を待つということにはならないわけで、避難をするということになるわけですが、避難をするという前段として今ほど話が出たように自主防災会なり町内の役員なりがどのように連携を取って、避難の準備をしていくかということが一番問題だと思うんですね。それは日頃から考えたり、訓練したり、あるいは議論を重ねたりしながら体制を作っていくことだと思うんですが、私のところの椎谷であれば53世帯、54世帯ですから頭の中にどこの家には猫までひっくるめて、鶏が何羽いてということまでわかりますけれども、例えば荒浜であると三百何十世帯、そうするととてもじゃないけど一部の役員ではとても掌握なんて仕切れないということになると、5軒とか10軒を単位とした細分化した役員とか、世話役とかそういうものをきちんとつくっておかなければならないということになると思いますし、あるいは、先ほど話がありましたように、夜と昼の人間が違い、車の台数も違い、ということになるとそれに対してどういう対応をすべきなのかと、あるいは自主防災会、町内の役員をひっくるめて防災会を立ち上げて、まず何から始めるのかというのが実は徹底されていないんです。まず役員がいて、何から始めるのか、じゃあ安否確認をしよう。その中で誰と誰は要支援者なのかということもひっくるめて、移動するときにはどうするのかというようなことを細かく考えていかなければならないわけで、もっと細かく言え

ば江戸時代の5人組みたいなかたちできちんとそういうものが、助け合いの組織が作られていればいいんですけれども、私のところみたいな小さいところは、ある程度細かく対応できても、大きなところ、荒浜とか松波みたいなところにいけば、なかなかそういう体制は取りにくいという、そういう問題があると思いますので。

そうはいっても個人個人、一人ひとり確認していくとすれば、かなり細かく対応しなければならぬとすると、やっぱり日頃からの防災対策の議論、体制、日常的にそういうふうな準備を進めるということを繰り返していかないと。多勢で住んでいるところというのはしょっちゅう人間が入れ替わったりします。荒浜はそんなでもないかも、ひとのことでいらないことを言わないでいいんだけど、松波なんかに行くとしょっちゅう人が入れ替わったりすると大変だと思うんですね。だからそういうことまでひっくるめてどうするかというのは、避難をするまでの段階的なものをもうちょっと細かく行政からも指導してもらおうというのは非常に重要なことであって、ちょっと悪い言い方だけど、「もし何かあれば役所がなんとかするこてや」なんてことを町内の役員が言っているとすればそれは危機的な問題なんで、そういうことを無くす努力を町内会、自主防災会でちゃんとやっていくということが一番大事なんじゃないかなと私は日頃から考えています。

◎桑原委員

補足というかたちでいいでしょうか。今佐藤さんが言われたのはもっともな話で我々のところの町内はですね、380世帯くらいあるんですが14の区に分かれています。またその14の区が班に分かれています、その誰がどこにどんな人がいるかというのは個人情報ということもあるんですが、2年に1回、もしくは、毎年、家族構成名簿というものを町内会は全部集めています。それは常に亡くなった人は削除して新しい人は名簿を作っております。当然、市にもあるんでしょうけれど、我々はそれを見て誰がどういう動きをするのかということまで一応担当を決めておりますし、先ほど申し上げましたように、万が一その人がいない場合は代わりをちゃんとこの人にとりような体制を取りたいということで、そんなふうなこともやっております。

◎佐藤委員

荒浜と同じで私のところも2年に一度、家族調査として家族の構成だとか、かかりつけの医者とか、もうひとつは自分の親戚、肉親が他所に出ている場合には市外、県外、その人の連絡先を出していただいて。というのは一人暮らしの人がある日突然、孤独死をした場合には連絡が取れないのでそういうことも入れてくれということは2年に一度ずつやっています。ですから、役所が下さる要介護者の名簿よりも私たちの名簿のほうがずっと新しいと。常に更新していきますので、そういうような対応を私のところでもやっています。

◎新野議長

では、町内の情報はそれはそれとして、またご意見がありますか。はい、前田さん。

◎前田委員

今お話を聞いて思うんですが、細かいところまでいくと全てがまだ足りないんで

すよ。県知事さんなんかは実証性のある防災計画を作るべきだというようなことを日頃からおっしゃっているんですけど、正直言って実証性のある、これなら大丈夫という防災計画はできないと思います、いつになっても。

なので、なるべく住民が最初の3. 11のところを忘れないで、大事に思って、常日頃から、先ほど佐藤町内会長さんもおっしゃいましたけども、どこを変えていけば少しはみんなが助かるのかなという視点で物事を考えてもらえばいいんですけど。市役所さんにおかれては、情報の一番出所の緊急事態の緊急命令を誰が発出するのかという部分がひとつ、まず明確にされました。逃げる場所も決まりました。単純に言えば逃げる方法が確立されればいいんじゃないかなと私は常日頃思っているんですが、これは社会資本の充実以外にはありえません。それはこの町だけではできません。国とかそういうところが協力してもらわないと最後までできないことだと思うんですね。その件については。

ですので、我々とすれば、こういう特殊な地域に居るわけですからそういうことを踏まえて国に今以上に防災計画を完璧にするためにも避難道路だったり、情報の伝達方式を複層化する、そういうことも含めて要望するべきだと思います。

それから、住民の防災組織ですか、他の町と比べると段違いに多いわけですよ。皆さん今すごく問題意識を持っている。だけど自分たちで解決できる問題はほんのわずかだということがさっきの話の中からもはっきりするんですよ。せっかくの機会なのでやっぱり防災体制を整えるのは地元も大事ですけれども、国全体でやってもらわないと絶対に実現性は確保できない、と思います。

◎新野議長

石坂さんお願いします。

◎石坂委員

石坂です。今前田委員が言われたので、私もそれに似たようなといいますか、そういう意見を非常に持っていますので、意見を言わせていただきます。

今、社会資本の整備が不可欠だというようなお話がありました。最近柏崎市内でよく言われていますけれども、スマートインターチェンジを曾地のあたりにですね、高速道路の、それが避難の非常に重要になるんじゃないかという話がありました。

つい先日もあるところで話を聞いたところ、このスマートインターを設置することに対しての事業をどうやって進めていくかということで、現在のいろんな枠組みというか仕組みというか、その中で非常に難しい部分があって時間がかかりそうだというお話しをもらいました。

そのほか、地域振興とかいろんな部分で話しをしたときに、結局返ってきた答えは、やはりいろんな現行の仕組み、それこそ行政の縦割りの部分があったり、どこが担当するんだというような部分とか、そういったことを含めてなかなか前進していかない、ちょっと残念な内容の話しを聞いたんですけども。

こと原子力防災ということに関しては、今までさんざんここまで行政縦割りの弊害といわれている中で、やはりその縦割りの中に原子力防災というような部分での横串をひとつ通して、いろんな省庁とか、国と県と市の間での調整とかをした上でもっと迅速に柔軟に対応できるような仕組みを作ってもらえないかというふうに思い

ます。

これ、私が話したお話しではございませんが、以前他の委員さんがおっしゃいましたけども、それがうまく働かなかったひとつの例として、この話しばかりして申し訳ないんですが、新潟県さんのヨウ素剤の件があったと思います。これはあくまでもご担当されていた新潟県の薬事課さんにしてみたら、これはヨウ素剤というひとつの薬剤、これが調達してあるかどうかという問題でありましたけれども、こと原子力防災ということに関してみると、これは非常に重要な原子力防災のひとつのアイテムなわけであります。それを薬事課さん担当だけではなくて、原子力防災さんのほうでも常にチェックをしたり、確認するような体制がもし取れていれば、もう少し早く何らかのいい結果になったんじゃないかなと思うわけです。ですから、こと原子力防災という非常に特殊な要因、状況でありますのでそういった各部門のいろんな縦割りというのをぜひこれを機になんとかしていただきたいということであります。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁ですけれども。今の縦割りの弊害があるのではないかというお話がありましたけれども、その部分については、内閣府が原子力防災の中心になって、政府各省庁を集めた上で、その支援が必要なものについては支援を行っていくという原子力防災としての枠組みはすでに作っております。

ただ、ひとつあるのは、原子力災害を含めて、自然災害もそうなんですけれども原子力災害は先ほどもありましたけれども、複合がありえるのではないかということもありますけれども、まずは自然災害のところに原子力災害もそうですけれども、自治業務という法律上の位置づけになっています。ここでいうと柏崎市さん、刈羽村さんとか自治体がありますけれども、またその範囲を超えるものについては新潟県が調整をした上で、というかたちで防災をくみあげるのかということについては、これは自治業務としての任務というのがまずなっています。その中で、原子力災害は特殊性がありますよねというところは話しを伺いましたけれども、その中で市内、県内の枠を越えて、何らかの国の支援が必要なものについては、その部分についてどういう支援が必要なのかというのをきちんとまとめていただいて、全体計画の中でこういうかたちでやりたいから、ここの部分の支援をお願いしたいということについてはまとめていただいて報告していただければその部分は国としては支援を行っていくということ、という枠組みはもうできているということになります。

◎石坂委員

はい、ありがとうございます。ぜひ有効に、今ご説明いただいた仕組みが有効に機能しているということを実例として早く見たいもんだというふうに思います。

◎高桑委員

高桑です。今いろんな問題が出ていてひとつひとつ本当にきちんとやらなければいけない問題だと思いますが、私はひとつ手前で国が出した指針が、あれ自身が立地住民が被ばくなしに逃げられる指針になっていないということがすごく気にかかるんです。

例えば前に出していただいた資料の中に福島原子力発電所の現行の EAL との比較というのがあったんですけれども、福島の場合には 10 条事象と 15 条事象の間が 1 時間足らずですよ。ところが国の指針では、10 条事象では PAZ は準備をすると、15 条が出たら開始すると。そんな時間の配列の中でそれが果たしてできるのかと。

私は、何回考えてみても国が出した指針はどんなに地方自治体がいろんな計画を作って、例えば今のようにいろんなことを、道路のことを含めいろいろやりましたよ、といっても基になっている指針自身がどこかで被ばくを前提にするような指針になっているとしか思えないので、私はこの指針に捉われる限り、特に立地住民は被ばくなしに避難することは不可能だと思っているんですね。

地方自治体が指針を飛び越えた計画を作ることはたぶん今の状態ではできないんだらうと思うんですけれども、そのところはどうなっているんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

規制事務所の山崎です。3.11以降、私どもの原子力災害に対する対応の仕方、避難に対する考え方というのは大きく変わったということについては以前の定例会でご説明をさせていただきました。

基本的には PAZ 圏内はいわゆる 15 条、EAL 3 の時点で即時避難と 5 km から 30 km 圏内の方々については屋内退避をお願いする。屋内退避をお願いした区域については、OIL の考え方に基づいて避難をしていただく。OIL 1、500 マイクロシーベルト/h、OIL 2、20 マイクロシーベルト/h、これは国際的な基準、いわゆる IAEA との基準等にしながらこのような考え方に基づいて定めさせていただいたということになります。私からは以上です。

◎高桑委員

県や市が国の指針を飛び越えたかたちの計画をつくるというのは可能なんですか。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

私どもとすれば考え方を示したということでございますので、県、市こちらがそうではないということ考え方をまとめて、いわゆる放出前の避難ということをお考えになれるということであれば、それを否定するものではないということになります。

◎高桑委員

関連して、県や市や村にぜひお願いしたいと思いますけれども、今の指針ではとても被ばくなしに避難することは不可能です。今の指針を越えてもっと早くに対応できるようなかたちで計画を立てていただきたいと、これ強くお願いしたいと思います。

◎高橋（優）委員

高橋といいます。過日、新潟日報によれば市の避難計画ができたときに 8 月中旬頃を目指して市民説明会があると報道されたんですが、あとでわかればおしえていただきたいと思います。

131回の地域の会定例会資料で「柏崎市の情報伝達手段」というのがあります。この2ページによりますと、1番が防災行政無線で報道する、9番目がエリアメールと。事故の進展によってはあるいは同時になるものも出てくるのだと思いますが、まずはやっぱり防災行政無線の広報が有効なんだろうと思います。それを示すのが実は平成24年11月2日に市町村による原子力安全対策に関する研究会というのが長岡市で開かれたようです。事務局は長岡市になっているみたいですね。これはホームページにもあります。

そのときの資料偏で「実効性のある避難計画」（暫定版）で避難、屋内退避、避難者受け入れに対する共通の考え方の中で出されたのが、広報事例が警戒広報としてまず住民への第一報、住民への第二報、このとおりになるとは思いませんよ、柏崎市が計画した場合には。三番目に屋内退避指示用、四番目に避難指示用、などが研究されて柏崎市でも参加されているかと思います。例えば、原発で何か起きた時に、ピンポンパンと鳴るのか不協和音のチャイムが鳴るのかわかりませんが、第一報というのは非常に、その時の資料によればこれからまだ課題があるからもっともっと研究されていくのだと思いますけれども、『柏崎市町村原子力災害警戒本部です』というチャイムがなるというふうに資料であるんですよ。この本部ができると直ちに原子力災害対策本部に切り替わるわけですよ。まあそうなってほしい、そうなっているんでしょうけども。その後、本部設置後は柏崎市、この柏崎市となっているのはその時に〇〇となっていたところに、私がわかりやすいように柏崎と入れただけなんですけども、『柏崎市町村原子力災害対策本部から柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。柏崎刈羽原子力発電所において本日〇〇時〇〇分に原子力事故が発生しました。現在のところ放射性物質は原子力発電所の外へは漏れてはいません。今後は事故の進展によって変わる』と、これが第一報。わかりやすいんです。チャイムが鳴るんですね。

次に事故が先ほど規制庁の方が言われたように、OILの1、2、3、に該当するのかわかりませんが、ただ3つ目の、私が今言った避難指示になるとどうなるかといいますと、これも非常にわかりやすいんです。チャイムがまあ、不協和音のチャイムが鳴るんでしょう。『柏崎市町村原子力災害対策本部から原子力発電所の状況についてお知らせします。現在のところ放射性物質の異常な放出はありません。』これがOILのどこにあたるのかわかりませんが、万一に備えて災害対策本部は、私のところで言えば、〇〇地区、半田地区、コミセンといいますか逃げるところは一緒ですので『半田地区、高田地区、中鯖石地区の皆さん』、こういう広報になるのだと思いますけれども、『の皆さんに退避していただくことに決定いたしました。避難先は糸魚川市』、私のところで言えば糸魚川市、『妙高市の〇〇センターです。半田地区の皆さんは自家用車にて避難してください。』まあこうなるとは限りませんが、『避難される際はできるだけ相乗りをしてください。避難は警察等の誘導に従って国道8号線を経由して避難してください。自家用車避難が困難な方は、〇時〇分までに柏崎市総合体育館に集合してください。避難所へは避難バスで移動します。避難に際しては火の元や戸締りに気をつけて持ち物は貴重品や着替えなど最小限としてマスクや上着を着用した上で避難してください。避難の際は』

先ほど桑原委員が言われましたように、『玄関に白いタオルを提示してください。半田地区に滞在している旅行者等は半田地区外に退出するか集合場所に集合してください。今後の情報には充分注意してください』と。ただこの時点では屋内退避の指示がもう出ていますから、半田地区内にある事業所の従業員は直ちに帰宅させるか、事業所内に屋内退避がされている段階になっています。だから、例えば8月中旬を目途にといった市民説明会が、パブリックコメントも募集して8月中旬にもしやるといった場合にこういった具体的な事例もまだ課題かもわかりませんが非常にわかりやすい。第一報、第二報、屋内退避指示用、避難指示用はこうなるんだとこういうものを具体的に示していただくとわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎新野議長

意見でよろしいですか。はい。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

はい、後段のほうはご意見として承りました。前段のほうの8月というお話しをしておりましたが、まずPAZの各コミュニティ単位の地区でございますけども、そちらへ私どもで説明会のご案内といたしますか、投げかけをしまして日程の調整をして、現在7コミュニティのうち5コミュニティがこの21日から地域の説明をさせていただくことになっております。ただ、今盛んに市民説明会というふうなお話をいただいていたけども対象、私どもが参集いただきたい方々につきましては、それぞれの地区の自主防災会の役員さんですとか、コミュニティの役員さんですとか、あるいは町内の役員さんですとか、そういったことで全員というか、自由にといいうふうなことで考えてはいないです。市民向けとしては8月5日号の広報かしわざきに避難計画の概要については市民にお知らせをしたところでありまして。今回私どもが8月下旬から、これはもちろんUPZもまわって説明させていただく予定にしてございますけれども、それぞれの地域、地区の個別の問題をお聞きするとか意見交換の場でもあるということでご理解をいただきたいなと思います。

◎高橋（優）委員

今の話でコミセン単位でやられるということは評価に値すると思います。私、意見が、願っていたことですので。例えば、私がただ半田コミセンでやられているのをキャッチしたときに参加したいといった場合には参加できるんですか。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

私どものほうで、こういう人を対象に説明会をしたいということでご案内をするわけですが、地元のほうで、実はまだ他にも聞きたいという方がいるんですけどどうだろうかということになれば、それを拒む理由はまったくありませんので、地元の私どもが例えばですね、代表の方にお問い合わせをしたときに、その代表の方がほかにも町内の班長さんにも声を掛けようかと、消防団員の幹部の皆さんにも声を掛けようかというそういう判断というのは結構だと思います。

◎新野議長

浅賀さんが挙がっていて。浅賀さん、川口さん。

◎浅賀委員

浅賀です。ヨウ素剤に関わる話しですが、先ほどの（１）の時、刈羽村の方から川内市のヨウ素剤の住民説明会に出向かれたということなので、そこで参考になることがあったか、私どもに得るものがあったかどうかお聞きしたいと思います。

◎太田総務課長（刈羽村）

刈羽村の太田でございます。私どもが行ってまず感じたところですが、全面的に県、ヨウ素剤はご存知のように県の予算で購入しますし、それから今回の配布についても県が全面的にまず出て、お医者さんの手配から保健師の関係の手配をしていたと。そこに会場の設営については地元の川内市のほうが詳しいわけですので会場の設営のバックアップと住民に対する案内は市のほうできっちりやっていたと、棲み分けがきっちりできていたというところを感じました。

それで、前に国のほうでデモをやったときに行って状況を見たときには、非常に一人当たり数分単位で時間がかかるものですから、実際刈羽村では5千人程度の人たちに配るとなると相当に時間がかかるなと思っていたんですが、川内に行った時の状況を見ますと、1説明会ごとに100人弱の規模でやっておりましたので、地域の人間性もあるんでしょうか、事前に何時に開会しますよと1時間前から住民の方々が順次集まってきました、それも急にくるわけではなくて順次上手に集まってきました、その段階で事前に保健師さんですとか、薬剤師さんからいろいろなお話しを聞いて事前のチェックができていたと。それから説明会が終わっていざその本番の時には非常にスムーズに流れましたので、その辺も参考にするとヨウ素剤の配布もそんなに、そんなにというか私が当初、国の説明会に行ったときに感じたものよりも軽減されるのではないかという印象は受けました。ただ実際の話は配布の対象者の半分くらいしか会場には来ていただけませんという話しでした。それも関心のある、なしの関係で半分くらい。それからヨウ素剤の問診表の集まりが5割くらい、会場に来る方はそのまた半分くらい、要は家族の問診表も一緒に持ってくるというかっこうでしたのでそういうかたちで問診表の手配はしていたので、それらもなかなか参考になるなと思いました。

そして、実際は配布日が説明会と違う日に配布をしておりました。国の説明会では同日だったんですが、その辺が違う日だったので住民の皆さんが二度手間になるので、それがいいことなのか悪いことなのかというところが今後の協議になるかと思えますけれども、時間的な配分でそれも致し方ない方法だったのかなというふうに思っております。

今後の課題として説明会に来たくても来られなかった人の対応、それと説明会に行きたくないという人たちについてそのまま放置していいのかどうか、そのへんの課題もまだ残されていると感じて帰ってまいりました。以上です。

◎川口委員

はい、川口です。3.11以降、電源をいろいろなところから取ったりとか津波とか。原子力発電所自体は、僕はだいぶ災害にはもっと強くなっていることは事実だと思いますし、災害は起きないということが3.11以降全くなかったということで気構えは絶対必要だと思います。実際問題、こういうものを作って避難経路を作って具体化していくことは非常に重要なことだと思いますが、これを一般の市

民の方が理解しなければ何の意味もないことだと思います。一般の人が見れるのはA3の紙1枚でわかりやすく、こうなった場合こうなるんだよというのがなければ、僕は実質効果がないんじゃないかと思います。

高橋さんの話しているのを聞いて思ったんですけど、皆に伝えるのは広報で流すのが一番なんですけども、広報がしゃべっていても聞き取れないのが事実です。原子力災害があつて、避難しなきゃダメな時は特別な音、この音が流れたら避難だよというのをぜひ作っていただきたい。この音は絶対流したくないと聞きたくない音なんだけれど、この音が流れたらこの地域は避難だよというもの。

あとは先ほど言ったA3の紙1枚と全市民宛の1枚と各地区宛の紙を1枚、2枚作ってもらいたいということ。尚その紙には絶対PAZとかUPZとかそういうんじゃなくて誰が見てもわかりやすい文言で書いていただきたいと思いますし、絵もつけてもらいたいと思います。

あと、具体的なんですけれども、前回配られた柏崎市の案なんですけれども、2-6にEAL1、このEALというのも文言変えてもらいたいんですけど、1で新潟県内における震度6弱以上の地震が発生した場合でEAL、2-16を見ると、PAZ、UPZ地域では県内において震度6弱ですよ、その時には学校、保育園等は保護者に児童、生徒の迎えを要請しますとなっています。これだと例えば、新潟県は広うございまして、山形県境とかでの震度6弱の地震が起きて、柏崎は震度2か3でも迎えに来いということをしているので、この辺は見直していただきたいなと思います。以上です。

◎新野議長

どなたかいらっしゃいますか。はい。

◎中原委員

私も先ほどの浅賀さんのヨウ素剤のことなんですけれども、以前に県の方がヨウ素剤配布には課題が多いということをおっしゃられましたけども、それはその後どういうふうな進展があったんでしょうか。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

まず、事前配布につきまして知事も記者会見等によく言っているんですけども、人の出入りがあつたときにどうするかとかいう話しもしているところでございますけれども、事前配布につきましては縦割り行政と怒られそうですけれども、医務薬事課が中心になりまして、今市町村との調整を始めたところでございます。もちろん、原子力安全対策課といたしましてもそこに同席しております。それから、避難準備区域における屋内退避時の配布につきましては、これは県といたしましては法的な課題があると承知しておりますので、それについては国に対して法制度の改正等について要望しているところでございます。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

避難準備区域における安定ヨウ素剤の配布について問題があるというふうに、今新潟県さんからお話をいただきましたが、どこの法律のどこがおかしいのかというふうに具体的にできればご提示をいただければというふうに考えております。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

この場ではなくて別途お伝えしたいと思います。

◎新野議長

はい、ではまた後日。はい千原さん。

◎千原委員

今までの話の中で、だいたい緊急時の避難というのは組織立って避難するというふうな内容で、あれが面倒だ、これが面倒だとやっているわけですがけれども、これはちょっと私お聞きしたいんですけれども、第一報を聞いて個人でさっさと逃げていくという時についての規制とか、それでいいよというような法はないんですか。

例えば第一報を聞いて東京までターンと行って逃げてしまう。例えば大きな津波が来たのになんで糸魚川まで行かなきゃいけないというふうな考えがあるんですけれども、個人での移動についての何か文言がですね、個人で逃げるならそれでいいよというような文言がどういったらいいか。なくてもいいのかなと思っているんですけどね。これは誰に聞くともなく。

◎新野議長

きっと興味のある、関心のあることかも知れません。どこかお答えいただけますか。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

個人の自主的避難をやめてくださいというふうに定める法律というのはございません。ですが、私ども、また新潟県さん、市町村さんの取組みとしてまず柏崎圏内の5 km圏内の方々に円滑に避難していただくために、どうすればいいかという議論を進めています。特にまたUPZ、これは柏崎市さん、刈羽村さんだけではなく、周辺市町村さんのいわゆる原子力災害対策の取組みというのが非常に重要になってきまして5 kmから30 km圏内、周辺の市町村さんの住民の方がいかに円滑に屋内退避をしていただけるのか、それによって5 km圏内の方々、柏崎市さん、刈羽村さんの方々が円滑に避難することができる、そういうふうな考え方に基づきまして周辺市町村さんとお話しを進めさせていただいているところです。また周辺市町村さんの防災計画もそのようなつくりになっております。こういう取組み、柏崎市さん、刈羽村さんだけの問題ではなくて周辺市町村さん、またその周囲も含めて如何にこの立地の皆さんに円滑に避難していただくかということについて考えている、取組みを進めているというふうにご理解いただきたいと思います。

◎高橋（優）

あの、自由に逃げることに對しての法律はないといったから千原さんきっと安心されたと思うんですが、ただその際に大きく違ってくるのは、福島事故でもあったように、東京電力さんが払う賠償が雲泥の差になって出てくることだけは事実だと思いますよ。賠償金になるのか。結果の話ですけども。

◎千原委員

逃げるときにそんなことは考えてないですよ。

◎新野議長

今のところは山崎さんのお答えだけでよろしいでしょうか。市も特段これはだめだというふうには決めてはいないですよ。ただ、国の今のご説明の流れで考え

しまいます。国土強靱化、そういうものからまず考えていかないとだめなんじゃないかなというふうには考えております。以上です。

◎新野議長

はい、武本さん。

◎武本（和）委員

2つのことを言いたいと思います。過酷事故は自然災害とセットだというのは、そんなことばかりじゃないよということを。レベルは違うけれどもスリーマイル事故、それからチェルノブイリ事故、これはスリーマイルの時には、些細な弁の固着か何か契機で自然災害とセットじゃなかったわけですし、チェルノブイリも運転停止時の電源を取るという実験が契機だったというふうに聞いています。だから、自然災害とセットしか考えないというのは不十分だろうというのがひとつ。

それから、非常に気になっているのはいろんな人の話を聞いて、防災は自治体の責任だという話ですが、それにしても福島を検証みたいなものが私たちの防災を考えるときにすごく大事になると思います。

過去の議論で、原発の周辺自治体が福島のヒアリングをしたと福島だけでしたか、女川も対象、もう忘れちゃけれどもそれは終わっているのかとか、それは繰り返し更新といたしましょうか、それは深掘りしているのかという質問と、それから新潟県は福島の検証が大事だということで工学的な問題等は検討しているというのは知っていますが、防災を切り口にしたような福島で何があったのかというのは検討対象になっているのか、みたいなことを市が計画を作る、今後、村、県が作るというときに、やっぱり福島であったこと、原発で言えば女川だとか東海村だとかが福島ほどひどくならなかったけれども、女川の場合はオフサイトセンターが全滅しているということも踏まえて、そういうことも考慮した計画になっているのでしょうか、それが一定のところまでまとまった上に今の計画が作られているのでしょうかというのが質問とか半分意見のように言いましたけれども、そういうことがある程度コンセンサスが得られた上に防災計画があるのでしょうかというのが質問です。市でも県でもいいんですけども、県は検証していますかということ、市は立地自治体の市町村協議会か何か視察してヒアリングしてという資料をもらいましたが、それはもう完成したんですかというそういう意味での質問です。

◎関矢課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課の関矢です。今、武本委員さんから、全国原子力発電所立地所在市町村協議会、要は原発の立地点の市町村で構成している会ですが、3.11以降やはり地元の福島県内の立地市町村ほか、女川もありましたけれども、原子力災害時の状況はどうだったかというところを知らないとならぬと我々も防災計画の見直し、そういう部分ができないということでそれを立地市町村が個々にバラバラにあたっては、対応する先方さんも大変だしということで、全原協で原子力防災ワーキングという会を作りまして、柏崎もその中で分担を受けまして、成果報告は一度まとめました、ただやはり今、立地周辺も含めまして防災計画の策定、修正それと避難計画の策定とそれぞれやはり福島の事故の状況を確認しながらまたそれぞれの地域に持ち帰って考えた場合に現在の広域避難計画につきましても、もう避難す

る人と避難所が1対1で計画されているところと、我々のようにある方向を目指してもらって避難所を具体的に配分していただくというように、地域の人口ですとか、地域性、どちらの方向に逃げられるかとかそういう違いはあるんですけども、継続的に立地市町村の防災計画、避難計画の策定状況ですとかそういうものを意見交換しながら、個々に今もあたってると。それと福島の原子力災害の検証というものが終わったというものでなくて、継続しながら課題が当然でできますのでそういうところを絞り込みながら、全国一同に集まったり、それ以外にも原子力災害対策指針の内容についても規制庁に説明の要望をしたり、現在も活動しながらそれぞれの避難計画、防災計画の修正を継続しているという状況です。

◎新野議長

はい。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

今の柏崎市さんの関矢さんの説明の補足説明的になるかと思うんですが、3.1を受けまして、私ども国の、まず私どもの組織自体が変わりました。それに併せて、この3月5日に4月9日修正版で出させてもらった「原子力災害対策指針について」というところの5ページ、5-5ページの次、防災体制の見直しの全体像というページがございます。こちらで国の防災、原子力災害の防災体制の従前の体制と問題点、そして現在の体制、見直しを図ったところの表は付けさせてもらっているところです。

また、防災という面につきましては、原子力災害対策指針を出させていただきまして、こちらについては見直し、見直しを図って常に最新の知見をとるかたちで随時更新を図っていることで出させてもらっています。

防災については以上です。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

新潟県でございます。さきほど武本委員からのご質問で、技術委員会における防災関係の議論でございますけれども、福島事故の検証といたしまして、まずは情報の伝達というところが大切でございますので、東京電力から立地の自治体であるとか、国に対してどういうタイミングでどのような情報提供が成されていたかというところから今議論を進めているところでございます。

◎武本（昌）委員

武本でございます。避難ということなんですけれども、非常に難しいなということを感じました。学校の中ですとか、あるいは会社の中であれば避難するというときには当然、組織立った避難が上からの指示でうまくできるんでしょうけど、何万人もいる市民を原子力発電所の方が一の災害の時に一生懸命作った避難計画のとおり避難させるというのはやはり並大抵のことではないですし、やはり現実的に難しいのかなと思います。どうしても個人の判断、責任の中で屋内退避といえども遠くのほうへ避難してしまうのは人情なんだろうとやはり思います。

避難計画も細かいところをみるとまだまだ抜けていますが、落ちているところも非常に多いんだろうと思いますけれども、こういった避難計画というのは細かいところまで仮につくってもそのように絶対に皆さん動かないのであまり意味がないか

など。やはり割りとは大雑把に作っておいて、避難訓練的なものを繰り返し繰り返しやってそれぞれ個人個人、市民の皆さんが少しでもそういったものに今以上に認識を高めて自分なりにどう避難をすればいいのかという意識付けをやっていくということも重要なこととあらためて感じました。そして何よりもまず、事故を起こさない、何層もの安全対策というものが避難よりも増して重要なんだろうというふうに感じました。以上です。

◎新野議長

はい、吉野さん。

◎吉野委員

吉野です。いろいろ意見を聞かせていただいて大変勉強になりました。ただ、福島事故の安全安心の状況を見ますと、とても安全安心にできる状況ではないなどという地元民としては率直な感想です。テレビなんかで規制委員長が規制委員会で一生懸命基準を作ったり、原発の建物やハード面を中心とした要するによく規制委員会の方が言われる、法律にあっているかどうか、基準にあっているかどうか、それを規制するものであって安全安心をすべて、例えば避難計画まで含めて保証するものではないということ、言葉がちょっと違うかもしれないけれどテレビでも言っておられたんでそういうことを考えて、しかも今の政策を進めている政府の方針というのは、ベースロード電源として原発をあくまでも推進していくんだということで、選挙前とはまた違った姿勢になってきているんで。

そういうことを考えると地元住民としてはやはり安全安心含めて避難計画含めて、しっかりと最低限これで本当に確保できるのかということ、しっかりと考えるといいですか、地域の会とか委員会を中心に議論をして、地元住民がしっかりとこれで政府とか規制委員会がいう、規制委員会はそういつているのに政府の方針を聞くと規制委員会が安全だといったらやりますというような報道を見たりするので、そのへんが食い違ったまんま、規制委員会は限られた範囲での規制はクリアしていますよというだけいつているのをうまく利用して政府が暗黙で規制委員会がいいといったからもういいんだということで安全安心が確保されないうちにやる危険性という可能性が非常に心配なもので。

そういう点で地元の地域の会とか、住民としても再稼働するかどうかということについては、本当に安全安心が確保できる条件がどういうこととどういうこととどういふことができればいいのかということ、じっくりと見極めて、本当に国がやるという段に同意していいのかどうか、それを委員とか市民自身がしっかりと考えられる状況を作ることが一番大事だと思いました。以上です。

◎新野議長

はい、竹内さん。

◎竹内委員

はい、竹内です。先ほどの高桑さんの質問に規制委員会さんが避難計画について、考え方は示したんだと、市町村、県に対して考え方は示したと。市が作成した避難計画というのは、我々市民が見てなかなか、市さんもまだ未完成だと思っていると思うんですが、なかなか納得できるものではないというのが大方の見方だと思いま

す。こういった中で、各階層、国が県に示した考え方、県が市に示した少し具体的になった考え方、この各階層にギャップがあるんだろうなと思って、さっきちょっと県さんから国の考え方に満足しているかどうかとか、そのへんもちょっとお聞きしたかったんだけど、ちょっと聞かないにします。

その中で、先ほど柏崎市さんが市町村同士で原子力防災ワーキングをこれから組織するだとか、明日は市長さんが原子力安全に関する要望書を提出するだとか、こういったギャップを埋めるためのとか、見える動きが活発に出てくことは、非常に我々市民にとっては望ましいことだと思いますので、より活発に、より実効性のある避難計画になるように努力をお願いしたいと思います。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。これで全員一応ご発言はいただきましたね。ありがとうございます。ちょうどいい時間なんですけれど、2回前ぐらいの運営委員会の中で少しでも時間が残ったら、テーマが今日は2つ、(1)というのはいつものですよ。メインがひとつだったんですが、どうしても今こんなことを言いたいというご意見があれば、ひとつ、ふたつ、時間配分をよく検討して、それはしゃべってもらったらどうだろうという意見が出ていました。もしかして今日おひとりくらいはそういう時間を使っていただけるかも知れませんので。ご要望がなければ無理してお使いいただく必要はないんですけれど、時々そういう意見をお持ちの方があれば、時間が許せば発言をいただくということのほうが妥当だろうと、テーマを絞られてタイムリーなことを聞きたかったり言いたかったりした人をあまり課題でしばってしまふのもね。なので、でもやはり時間配分を考えながら、ひとことくらいは自由時間を設けたほうがいだろうというご提案があったのでね。今日使わなくてもいずれまたチャンスがきますのでそういうことです。

それと運営委員会に、この前の委員さんだったかと思うんですけれども、二順くらいして運営委員会の風景を見学しながら、運営委員と同格で発言していただきたいということで、体験をしていただいたり、どんなふうな現場だということを見学していただく機会を設けていたんですが、今の委員さんにはそういうご案内はしてなかったですかね。まだ運営委員会を体験したことのない委員さんはいらっしゃいますか、この中に。はい。

よかったら、運営委員会は本来ガラス張りの会ですので、あまり大勢だと意見を言い合えなくなるので、順番でもいいんですけど、また頃合いを見計らって、いつが運営委員会だということを事前にご案内しますので、またのぞいてみていただくと、どんなことをやっているのかなと、一度と限らず何度かおいでになりたければ何度でもおいでいただければと思うんですが、たぶん前の委員さんのときに、そういう必要があるねとやってきたのに、もういいよといわれて、充分見たからといわれてちょっと空白になったように思いますので、まだ見てない方にはぜひ見ていただきたいなと思っていますので、またご案内しますし、関心がありましたらいつでもまたお声掛けいただければ席は用意してありますから、お願いいたします。

じゃあ今日はこれで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます

います。

それと委員だけに配られています、女川原子力発電所視察のご案内が出ています。まず日にちを確保していただいて、少しでも可能性があれば参加ということで出席を登録していただければと思います。これは、東北電力さんのご協力のもとに進めています。今後もずっと、東電さんもそうですけど東北電力さんのご協力もありながらしばらく進めてまいりますので、またこの件に関してもご意見がありましたらぜひお願いしたいのと、あと質問事項がもしありましたら8月の運営委員会までに、たしか20日でしたっけ。20日ですよ、その日のお昼頃までに、東北電力の女川を見せていただく段でこういうところが見たいとか、こういう質問、こういうことを教えていただきたいというようなご意見がもしあれば、お寄せいただければ事前をお願いをしますので、いろんな発信を事務局を経由して運営委員会に寄せていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。お願いします。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

東京電力伊藤でございます。冒頭、私どもの報告の中で福島第一の3号機の瓦礫の撤去の関係のご質問が武本委員さんからございました。ちょっとまだ確認できていないところもございますが、JAさんから申し入れというのは確かにございました。ちょっとその辺お答えしてなかったんですけども、内容については私ども確認しておきたいと思っております。ただ、断ったというお話しがあったんで、何を断ったのかだけちょっと確認させていただければと思います。

それともう1点、県と自治体等の連携の仕方についてご意見をいただきました。これはおっしゃるとおりでございます。今回対策をいろいろとって飛散の防止対策はそれなりにやっておりますが、モニターもかなり構内に増やしたりしておりますので、そのへんの上昇がもしあった場合には自治体さんに迅速にご連絡することによって対応したいと思っております。

◎武本（和）委員

まず2つのことを言われましたが、これ半月くらい前に稲が汚染された。そこから問題になったときに汚染された地域やその周辺の自治体が東京電力に抗議したという新聞記事を見ました。にも関わらず東京電力は、私たちはちゃんと協定に基づいて連絡をしていましたという説明があったから、協定だとか連絡だとかいうのは、相手が理解するといいますか、納得するようなかたちでなければ意味がないよということが言いたかったということです。詳細については、何月の何日にどういう連絡をして、相手が了解したのかどうか、あるいは福島県止まりで市町村にまでいかなかったのかどうか、そういう詳細は、私はわかりませんが、東京電力が言うことは、私の感じではいつも都合のいいことばかり言っているなど。全然体質が変わらないなというのを、そういうかたちで表現をしたつもりです。

それから、今回1号機のカバーを撤去することに対して、農協の県の連合会か何かは待ってくれと、あるいは対策を完璧にしてということで東京電力がやろうとしていることに対して本社か何かの偉い人に申し入れをしたら、それは聞いてもらえなかった。憤慨しているというのを1日、2日前の新聞記事で見ました。結局、や

りたいことを東京電力というのは勝手にやって放射能を撒き散らす。そして責任を曖昧にするということが続けているじゃないか、こんなことを続けていて、本当にここで何かあったときに信頼できるのかという不信を持っているということを私の立場で言ったんで、ひとつひとつの事実は当事者ではありませんから私は知りませんが、受ける側は不信を持って見ているよということを肝に銘じてもらいたいということです。

◎新野議長

フジワラさんが断られたというのは新聞報道で武本さんは知ったということですね。伊藤さんどうですか。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

ちょっと新聞の中身は私も今確認しておりませんので、その辺はよく確認したいと思います。ただ、おっしゃるとおりで相手の方に自治体さんのほうによくわかっていただくようにご説明なり連絡するということは大事なことだと思っておりますのでそこはきちんとやっていきたいと思っております。

◎新野議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

◎事務局

はい、長時間にわたりありがとうございます。次回の運営委員会ではありますが8月20日、水曜日になります。午後6時30分からとなっておりますのでお願いいたします。以上で第134回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。